

地域連携ネットワークシステム「臨海ネット」におけるセキュリティーポリシーに関する規程 (閲覧医療機関用)

第1条(目的)

この規程は、閲覧医療機関において地域連携ネットワークシステム「臨海ネット」を利用する機器およびこれらを利用したカルテ参照システム等の本システムの全ての機能に対し運用および管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用および適正な管理を図り、併せてデータ漏えい、改ざん、破壊などを防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条(閲覧医療機関のシステム運用責任者)

- 1 閲覧医療機関は施設内にシステムを運用する責任者としてシステム運用責任者を置く。
- 2 運用責任者は、院内の臨海ネットの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって、漏えい、改ざんおよび守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 運用責任者は、部門における適切な情報資産の利用、保護および管理について責任を負う。
- 4 運用責任者は、セキュリティーを遵守していることを監査する職務を担う。

第3条(利用者の責務)

- 1 利用者は、臨海ネットの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。
- 2 利用者は、臨海ネットの利用について、本規程のほか、地域連携ネットワークシステム「臨海ネット」運用規程を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、個人情報保護法、その他の法令および、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルを常に最新版に更新し、コンピューターウイルスが臨海ネットに侵入しないようにしなければならない。
- 5 利用者は、自らのアカウント情報(VPN-ID、VPN-PASS、ログイン ID、パスワード等)を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。
- 6 閲覧端末に対し Winny その他の P2P ファイル共有ソフト等を絶対にインストールして使用してはならない。
- 7 利用者は、閲覧情報を画面から撮像する、アプリケーション等を用いたスクリーンショットあるいはハード的なコピーを行うことにより、外部に本システムにて知り得た情報を取り出してはならない。また、閲覧端末には東京臨海病院(以下、「当院」という。)が指定したシステム設定を行わなければならない。
- 8 本システムの閲覧端末に上記規程以外のソフトをインストールし、運用上情報漏洩が発生した場合には当院として責任を負わない。その場合利用者または閲覧医療機関の運用責任者又

は管理者が責任を負わなければならない。

- 9 利用者は、臨海ネットに異常を認めた時は、直ちに施設内の運用責任者に報告しなければならない。
- 10 利用者は、閲覧情報で得た情報について、その後の取り扱いについて責任を持たなければならない。

第4条(臨海ネットへのアクセス)

- 1 当院は情報はその目的に従って適切に使用されるよう、運用規程に基づくアクセスのみ許可する。
- 2 機器認証に伴い、当院に対し事前申請をする。
- 3 ユーザー・パスワードは少なくとも60日ごとに変更する。
- 4 パスワードは英数字を組み合わせた8文字以上とする。
- 5 タイムアウト時間は30分とする。

第5条(罰則)

- 1 利用上違反が発生した場合、その責任は利用者のみならず該当利用機関に対しても損害賠償を請求することがある。
- 2 当院が違反と認めた場合には、運用規程第3条に基づきシステムの利用資格を停止する。

附則(施行期日)

- 1 この規程は平成31年3月1日より施行する。